



平成 29 年 10 月 20 日

各 位

会社名 ダイترون株式会社
代表者名 代表取締役社長 前 績行
(コード番号 7609 東証第1部)
問合せ先 執行役員 管理本部長 毛利 肇
(TEL. 06-6399-5041)

当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成29年10月20日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|--------------------|--|
| (1) 払込期日 | 平成29年12月4日 |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 48,500株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき 1,999円 |
| (4) 処分価額の総額 | 96,951,500円 |
| (5) 割当予定先 | 従業員485名 48,500株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 1 月 1 日付の当社によるダイترونテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社（以下「本子会社」といいます。）の吸収合併並びにそれに伴う当社の商号変更を記念して、当社及び本子会社における長期の継続勤務により事業発展に貢献してきた当社の従業員の功労に報いるべく、本日開催の取締役会において、当社及び本子会社において所定の勤続年数（4年以上）を経た当社の従業員 485 名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計 96,951,500 円については当社の普通株式 48,500 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員 1 名につき、それぞれ当社の 1 単元の株式数である当社の普通株式 100 株を付与することとしております。また、中長期的かつ継続的な勤務の奨励を目的として、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を 3 年と設定いたしました。

対象従業員は、当社が支給した金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式を引き受けることとなります。また、当社は、対象従業員との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、平成29年12月4日（払込期日）から平成32年12月3日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除

譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものといたします。ただし、対象従業員が死亡した場合、その直後の時点をもって、当該対象従業員が引き受けた本割当株式の全てにつき譲渡制限を解除するものといたします。

(3) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されます。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成29年10月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,999円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上